

医政発0405第23号
平成24年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱の一部改正について

医療の質の評価・公表等推進事業については、平成22年3月24日付医政発0324第22号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成24年4月5日から適用することとしたので、通知する。



新	旧
<p>医政発0324第22号 平成22年3月24日 一部改正 一部改正 医政発0419第2号 平成23年4月19日 一部改正 医政発0405第23号 平成24年4月5日</p> <p>医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象 (1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>医政発0324第22号 平成22年3月24日 一部改正 一部改正 医政発0419第2号 平成23年4月19日</p> <p>医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象 (1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。ただし、過去に本事業の補助対象となっている団体については、対象から除外するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(別 添)

医政発0324第22号

平成22年3月24日

一部改正 医政発0419第2号

平成23年4月19日

一部改正 医政発0405第23号

平成24年4月5日

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。

2 補助対象

- (1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。
- (2) 本事業の補助対象は、専門家等の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める団体を選定するものとする。

3 事業内容

- (1) 特定の医療分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。
- (2) 関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行い、ホームページ等を通じて国民に対して公表する。
- (3) 臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析・改善策の検討を行う。
- (4) 本事業終了後は、上記(1)及び(2)の実施状況、その実施の際に生じた問題点、(3)の分析・改善策の検討結果等を整理し、厚生労働省に報告する。
また、本事業終了後においても、上記取組を継続するものとする。